

農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表（案）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1 （略）</p> <p>（交付金の目的）</p> <p>第2 交付金及び補助金（以下「交付金等」という。）は、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行う。また、高収益作物への転換、モデル的な産地形成又はスマート農業の推進を図る場合には、実質化された人・農地プランも活用し、計画策定から営農定着に必要な取組を支援する。さらに、病害虫のまん延のおそれのある地域において、その予防やまん延防止に資する基盤整備を支援する。<u>こうした対策等</u>によって競争力の強化を図ることを目的とする。</p> <p>（交付の対象及び交付率）</p> <p>第3 交付対象事業は、以下に掲げるとおりとし、交付対象事業に係る経費及びその交付率は、別表2の経費の欄及び交付率の欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p><u>(6) 水田貯留機能向上型</u></p> <p><u>(7) 土地利用調整型</u></p> <p>第4 （略）</p> <p>（単年度交付限度額）</p> <p>第5 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。</p> $\text{単年度交付限度額} = A + B \times$ <p>A：実施要綱第16に定める農地耕作条件改善計画（以下「計画」という。）に位置付けられた別表2の経費の欄の1に掲げる事業に係る単年度交付限度額</p> <p>B：（略）</p> <p>：（略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第6～第26 （略）</p> <p>別表1・2 （略）</p>	<p>第1 （略）</p> <p>（交付金の目的）</p> <p>第2 交付金及び補助金（以下「交付金等」という。）は、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行う。また、高収益作物への転換、モデル的な産地形成又はスマート農業の推進を図る場合には、実質化された人・農地プランも活用し、計画策定から営農定着に必要な取組を支援する。さらに、病害虫のまん延のおそれのある地域において、その予防やまん延防止に資する基盤整備を支援する。<u>これら</u>によって競争力の強化を図ることを目的とする。</p> <p>（交付の対象及び交付率）</p> <p>第3 （略）交付対象事業は、以下に掲げるとおりとし、交付対象事業に係る経費及びその交付率は、別表2の経費の欄及び交付率の欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第4 （略）</p> <p>（単年度交付限度額）</p> <p>第5 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。</p> $\text{単年度交付限度額} = A + B \times$ <p>A：実施要綱第14に定める農地耕作条件改善計画（以下「計画」という。）に位置付けられた別表2の経費の欄の1に掲げる事業に係る単年度交付限度額</p> <p>B：（略）</p> <p>：（略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第6～第26 （略）</p> <p>別表1・2 （略）</p>

別表3（第3関係）

表（略）

（備考1） 特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和8年度までの間の交付率を、実施要綱第17の2による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては55%、令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては54%、令和6年度にあつては53%、令和7年度にあつては52%、令和8年度にあつては51%とする。

（備考2） 特別特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和9年度までの間の交付率を、実施要綱第17の2による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては55%、令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては55%、令和6年度にあつては54%、令和7年度にあつては53%、令和8年度にあつては52%、令和9年度にあつては51%とする。

別表4（第4及び第6第1項関係）

事業名	交付対象事業者の区分	交付決定者
1 農地耕作条件改善事業交付金 (1) 地域内農地集積型	(略)	(略)
(2) 高収益作物転換型	(略)	(略)
(3) スマート農業導入推進型	(略)	(略)
(4) 病害虫対策型	(略)	(略)
(5) 水田貯留機能向上型	(略)	(略)
(6) 土地利用調整型	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)

別記様式第1号（第6関係）

年度農地耕作条件改善事業交付金等交付申請書

(略)

記

1 (略)

2 事業の内容及び計画

区分	事業実施期間	事業内容	備考
地区 地域内農地集積型	(略)	(略)	(略)

別表3（第3関係）

表（略）

（備考1） 特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和8年度までの間の交付率を、実施要綱第14の2による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては55%、令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては54%、令和6年度にあつては53%、令和7年度にあつては52%、令和8年度にあつては51%とする。

（備考2） 特別特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和9年度までの間の交付率を、実施要綱第14の2による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては55%、令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては55%、令和6年度にあつては54%、令和7年度にあつては53%、令和8年度にあつては52%、令和9年度にあつては51%とする。

別表4（第4及び第6第1項関係）

事業名	交付対象事業者の区分	交付決定者
1 農地耕作条件改善事業交付金 (1) 地域内農地集積型	(略)	(略)
(2) 高収益作物転換型	(略)	(略)
(3) スマート農業導入推進型	(略)	(略)
(4) 病害虫対策型	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)

別記様式第1号（第6関係）

年度農地耕作条件改善事業交付金等交付申請書

(略)

記

1 (略)

2 事業の内容及び計画

区分	事業実施期間	事業内容	備考
地区 地域内農地集積型	(略)	(略)	(略)

高収益作物転換型 未来型産地形成推進条件整備型 スマート農業導入推進型 病虫害対策型 水田貯留機能向上型 又は 土地利用調整型	(略)	(略)	(略)
地区 地域内農地集積型 高収益作物転換型 未来型産地形成推進条件整備型 スマート農業導入推進型 病虫害対策型 水田貯留機能向上型 又は 土地利用調整型	(略)	(略)	(略)

高収益作物転換型 未来型産地形成推進条件整備型 スマート農業導入推進型 病虫害対策型 又は (新設) (新設)	(略)	(略)	(略)
地区 地域内農地集積型 高収益作物転換型 未来型産地形成推進条件整備型 スマート農業導入推進型 病虫害対策型 又は (新設) (新設)	(略)	(略)	(略)

3・4 (略)

5 収支予算
 (1) (略)
 (2) 支出の部

区分	本年度予算額 円	前年度予算額 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
A 地域内農地集積型					
B 高収益作物転換型					

3・4 (略)

5 収支予算
 (1) (略)
 (2) 支出の部

区分	本年度予算額 円	前年度予算額 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
A 地域内農地集積型					
B 高収益作物転換型					

C 未来型産地形成推進条件整備型

D スマート農業導入推進型

E 病害虫対策型

F 水田貯留機能向上型

又は
G 土地利用調整型

1 定額助成

(1) 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)

(2) 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)

(3) 畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)

(4) 畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの)

(5) 暗渠排水

(6) 湧水処理

(7) 末端畑地かんがい施設

(8-ア) 土層改良(反転耕)

(8-イ) 土層改良(混層耕)

(8-ウ) 土層改良(堆肥施用)

(8-エ) 土層改良(明渠排水)

(8-オ) 土層改良(客土)

(8-カ) 土層改良(除礫)

(9-ア) 更新(用水路)

(9-イ) 更新(排水路)

(9-ウ) 更新(農作業道)

(9-エ) 更新(畦畔)

(9-カ) 更新(排水口)

(9-キ) 更新(特認事業)

(10) 条件改善推進費

(11) 高収益作物転換推進費

(12) 新植・改植支援

(13) 幼木管理支援

(14-ア) 経営継続発展支援
(大苗の育成支援)

(14-イ) 経営継続発展支援
(代替農地での営農援)

(14-ウ) 経営継続発展支援

C 未来型産地形成推進条件整備型

D スマート農業導入推進型

又は
E 病害虫対策型

(新設)

(新設)

1 定額助成

(1) 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)

(2) 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)

(3) 畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)

(4) 畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの)

(5) 暗渠排水

(6) 湧水処理

(7) 末端畑地かんがい施設

(8-ア) 土層改良(反転耕)

(8-イ) 土層改良(混層耕)

(8-ウ) 土層改良(堆肥施用)

(8-エ) 土層改良(明渠排水)

(8-オ) 土層改良(客土)

(8-カ) 土層改良(除礫)

(9-ア) 更新(用水路)

(9-イ) 更新(排水路)

(9-ウ) 更新(農作業道)

(新設)

(新設)

(9-エ) 更新(特認事業)

(10) 条件改善推進費

(11) 高収益作物転換推進費

(12) 新植・改植支援

(13) 幼木管理支援

(14-ア) 経営継続発展支援
(大苗の育成支援)

(14-イ) 経営継続発展支援
(代替農地での営農援)

(14-ウ) 経営継続発展支援

<p>(省力技術研修支援)</p> <p>(15) 園芸作物モデル産地形成支援</p> <p>2 定率助成</p> <p>(1) 農業用排水施設</p> <p>(2) 暗渠排水</p> <p>(3) 土層改良</p> <p>(4) 区画整理</p> <p>(5) 農作業道</p> <p>(6) 農地造成</p> <p>(7) 農用地の保全</p> <p>(8) 営農環境整備支援</p> <p>(9-ア)スマート農業導入支援 (G N S S 基地局整備)</p> <p>(9-イ)スマート農業導入支援 (先進的省力化技術導入支援)</p> <p>(9-ウ)スマート農業導入支援 (調査・調整、実施計画策定支援)</p> <p>(10-ア)小規模基盤整備(盛土)</p> <p>(10-イ)小規模基盤整備(園内道)</p> <p>(10-ウ)小規模基盤整備(その他)</p> <p>(11) 粗放的農地利用整備</p> <p>(12) 管理省力化支援</p> <p>(13) 品質向上支援</p> <p>(14) 条件改善促進支援</p> <p>(15) 高収益作物導入支援</p> <p>(16) 機械作業体系導入支援</p> <p>(17) 労働生産性向上技術導入支援</p> <p>(18) 指導</p> <p>(削る)</p>					<p>(省力技術研修支援)</p> <p>(15) 園芸作物モデル産地形成支援</p> <p>2 定率助成</p> <p>(1) 農業用排水施設</p> <p>(2) 暗渠排水</p> <p>(3) 土層改良</p> <p>(4) 区画整理</p> <p>(5) 農作業道</p> <p>(6) 農地造成</p> <p>(7) 農用地の保全</p> <p>(8) 営農環境整備支援</p> <p>(9-ア)スマート農業導入支援 (G N S S 基地局整備)</p> <p>(9-イ)スマート農業導入支援 (先進的省力化技術導入支援)</p> <p>(9-ウ)スマート農業導入支援 (調査・調整、実施計画策定支援)</p> <p>(10-ア)小規模基盤整備(盛土)</p> <p>(10-イ)小規模基盤整備(園内道)</p> <p>(10-ウ)小規模基盤整備(その他)</p> <p>(新設)</p> <p>(11) 管理省力化支援</p> <p>(12) 品質向上支援</p> <p>(13) 条件改善促進支援</p> <p>(14) 高収益作物導入支援</p> <p>(15) 機械作業体系導入支援</p> <p>(16) 労働生産性向上技術導入支援</p> <p>(17) 指導</p> <p>3 農地集積推進助成</p> <p>(18) 農地集積推進支援</p>				
<p>6 添付資料</p> <p>(1)～(4)(略)</p> <p>(注)1・2(略)</p>					<p>6 添付資料</p> <p>(1)～(4)(略)</p> <p>(注)1・2(略)</p>				

別紙1 地区別経費の配分及び負担区分（年度交付申請分）

都道府県名	交付限度額 算定交付率 【定率】 (B)	交付限度額 算定基礎額 【定額】 (D)	前年度まで の事業費 (E)	前年度まで の交付済み の総額 (F)	差額 (G)
-------	-------------------------------	-------------------------------	----------------------	------------------------------	-----------

(単位：円)

本年度 事業費 (H)	単年度 交付限度額 算定基礎額 【定率】 (I)=(H)×(B)	単年度 交付限度額 算定基礎額 【定額】 (J)	本年度 交付限度額 算定基礎額 (K)=(I)+(J)-(G)	翌年度以降 事業費 (L)=(A)-(E)- (H)	翌年度以降 交付限度額 算定基礎額 (M)=(C)+(D)- (F)-(K)	備考
-------------------	--	--------------------------------------	--	-------------------------------------	--	----

1 (略)

2 「計画区分」欄には、地域内農地集積型は「1」、高収益作物転換型は「2」、スマート農業導入推進型は「3」、病害虫対策型は「4」、水田貯留機能向上型は「5」、土地利用調整型は「6」を記載する。

3 (略)

4 「事業番号」欄には、実施要綱別表の事業種類ごとに番号を記載する。なお付番は以下のとおり。
定額助成

1：田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）、2：田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）、3：畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）、4：畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）、5：暗渠排水、6：湧水処理、7：末端畑地かんがい施設、8：土層改良のうち反転耕、9：土層改良のうち混層耕、10：土層改良のうち堆肥施用、11：土層改良のうち明渠排水、12：土層改良のうち客土、13：土層改良のうち除礫、14：更新のうち用水路、15：更新のうち排水路、16：更新のうち農作業道、17：更新のうち畦畔、18：更新のうち排水口、19：更新のうち特認事業、20：条件改善推進費、21：高収益作物転換推進費

定率助成

22：農業用排水施設、23：暗渠排水、24：土層改良、25：区画整理、26：農作業道、27：農地造成、28：農用地の保全、29：営農環境整備支援、30：スマート農業導入支援、31：粗放的農地利用整備、32：管理省力化支援、33：品質向上支援、34：条件改善促進支援、35：高収益作物導入支援、36：指導

別紙1 地区別経費の配分及び負担区分（年度交付申請分）

都道府県名	交付限度額 算定交付率 【定率】 (B)	交付限度額 算定基礎額 【定額】 (D)	交付限度額 算定交付率 【農地集積 推進】 (E)	交付限度額 算定基礎額 【農地集積 推進】 (F)=(A)×(E)	前年度まで の事業費 (G)	前年度まで の交付済み の総額 (H)	差額 (I)
-------	-------------------------------	-------------------------------	---------------------------------------	---	----------------------	------------------------------	-----------

(単位：円)

本年度 事業費 (J)	単年度 交付限度額 算定基礎額 【定率】 (K)=(J)×(B)	単年度 交付限度額 算定基礎額 【定額】 (L)	単年度 交付限度額 算定基礎額 【農地集積 推進】 (M)=(J)×(E)	本年度 交付限度額 算定基礎額 (N)=(K)+(L) +(M)-(I)	翌年度以降 事業費 (O)=(A)-(G) -(J)	翌年度以降 交付限度額 算定基礎額 (P)=(C)+(D) +(F)-(H)-(N)	備考
-------------------	--	--------------------------------------	--	--	-------------------------------------	--	----

1 (略)

2 「計画区分」欄には、地域内農地集積型は「1」、高収益作物転換型は「2」、スマート農業導入推進型は「3」、病害虫対策型は「4」を記載する。

3 (略)

4 「事業番号」欄には、実施要綱別表の事業種類ごとに番号を記載する。なお付番は以下のとおり。
定額助成

1：田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）、2：田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）、3：畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）、4：畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）、5：暗渠排水、6：湧水処理、7：末端畑地かんがい施設、8：土層改良のうち反転耕、9：土層改良のうち混層耕、10：土層改良のうち堆肥施用、11：土層改良のうち明渠排水、12：土層改良のうち客土、13：土層改良のうち除礫、14：更新のうち用水路、15：更新のうち排水路、16：更新のうち農作業道、17：更新のうち特認事業、18：条件改善推進費、19：高収益作物転換推進費

定率助成

20：農業用排水施設、21：暗渠排水、22：土層改良、23：区画整理、24：農作業道、25：農地造成、26：農用地の保全、27：営農環境整備支援、28：スマート農業導入支援、29：管理省力化支援、30：品質向上支援、31：条件改善促進支援、32：高収益作物導入支援、33：指導

5～11 (略)

(削る)

12 「前年度までの事業費(E)」欄には、前年度までに実施した事業費全額を記載する。

13 「差額(G)」欄には、前年度において、第4の3の規定を適用し調整した場合に、その額を記載する。

(略)

14 「本年度交付限度額算定基礎額(K)」、「本年度都道府県費」、「本年度市町村費」及び「本年度その他」の合計額が、「本年度事業費(H)」と同額になるように注意すること。

15 (略)

16 (略)

別紙2 (略)

別記様式第2号～第6号 (略)

別記様式第7号(第16第1項関係)

年度農地耕作条件改善事業交付金等実績報告書

(略)

別紙3 地区別経費の配分及び負担区分(年度交付申請分)

都道府県名	交付限度額 算定交付率 【定率】	交付限度額 算定基礎額 【定額】	前年度まで の事業費	前年度まで の交付済みの 総額	差額
	(B)	(D)	(E)	(F)	(G)

本年度 事業費	単年度 交付限度額 算定基礎額 【定率】	単年度 交付限度額 算定基礎額 【定額】	本年度 交付限度額 算定基礎額	精算交付額
(H)	(I)=(H)×(B)	(J)	(K)=(I)+(J)-(G)	(N)

5～11 (略)

12 「交付限度額算定交付率【農地集積推進】(E)」欄には、その交付率を記載する。

13 「前年度までの事業費(G)」欄には、前年度までに実施した事業費全額を記載する。

14 「差額(I)」欄には、前年度において、第4の3の規定を適用し調整した場合に、その額を記載する。

(略)

15 「本年度交付限度額算定基礎額(N)」、「本年度都道府県費」、「本年度市町村費」及び「本年度その他」の合計額が、「本年度事業費(J)」と同額になるように注意すること。

16 (略)

17 (略)

別紙2 (略)

別記様式第2号～第6号 (略)

別記様式第7号(第16第1項関係)

年度農地耕作条件改善事業交付金等実績報告書

(略)

別紙3 地区別経費の配分及び負担区分(年度交付申請分)

都道府県名	交付限度額 算定交付率 【定率】	交付限度額 算定基礎額 【定額】	交付限度額 算定交付率 【農地集積 推進】	交付限度額 算定基礎額 【農地集積 推進】	前年度まで の事業費	前年度まで の交付済みの 総額	差額
	(B)	(D)	(E)	(F)=(A)×(E)	(G)	(H)	(I)

本年度 事業費	単年度 交付限度額 算定基礎額 【定率】	単年度 交付限度額 算定基礎額 【定額】	単年度 交付限度額 算定基礎額 【農地集積 推進】	本年度 交付限度額 算定基礎額	精算交付額
(J)	(K)=(J)×(B)	(L)	(M)=(J)×(E)	(N)=(K)+(L) +(M)-(I)	(Q)

(単位：円)

次年度 調整額	翌年度以降事業量		翌年度以降 事業費 $(L)=(A)-(E)-$ (H)	翌年度以降 交付限度額 算定基礎額 $(M)=(C)+(D)-$ $(F)-(N)$	備考
	数量	単位			
$(O)=(N)-(K)$					

1 (略)

2 「計画区分」欄には、地域内農地集積型は「1」、高収益作物転換型は「2」、スマート農業導入推進型は「3」、病害虫対策型は「4」、水田貯留機能向上型は「5」、土地利用調整型は「6」を記載する。

3 (略)

4 「事業番号」欄には、実施要綱別表の事業種類ごとに番号を記載する。なお付番は以下のとおり。
定額助成

1：田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）、2：田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）、3：畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）、4：畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）、5：暗渠排水、6：湧水処理、7：末端畑地かんがい施設、8：土層改良のうち反転耕、9：土層改良のうち混層耕、10：土層改良のうち堆肥施用、11：土層改良のうち明渠排水、12：土層改良のうち客土、13：土層改良のうち除礫、14：更新のうち用水路、15：更新のうち排水路、16：更新のうち農作業道、17：更新のうち畦畔、18：更新のうち排水口、19：更新のうち特認事業、20：条件改善推進費、21：高収益作物転換推進費

定率助成

22：農業用排水施設、23：暗渠排水、24：土層改良、25：区画整理、26：農作業道、27：農地造成、28：農用地の保全、29：営農環境整備支援、30：スマート農業導入支援、31：粗放的農地利用整備、32：管理省力化支援、33：品質向上支援、34：条件改善促進支援、35：高収益作物導入支援、36：指導

5～11 (略)

(削る)

12 「前年度までの事業費(E)」欄には、前年度までに実施した事業費全額を記載する。

13 「差額(G)」欄には、前年度において、第4の3の規定を適用し調整した場合に、その額を記載する。

(略)

14 「本年度交付限度額算定基礎額(K)」、「本年度都道府県費」、「本年度市町村費」及び「本年度その他」の合計額が、「本年度事業費(H)」と同額になるように注意すること。

15 (略)

16 「精算交付額(N)」欄には、当該年度にすでに概算払請求により交付を受けた額も含めて記載する。

17 (略)

別紙4 (略)

(単位：円)

次年度 調整額	翌年度以降事業量		翌年度以降 事業費 $(O)=(A)-(G)-$ (J)	翌年度以降 交付限度額 算定基礎額 $(P)=(C)+(D)-$ $+(F)-(H)-(Q)$	備考
	数量	単位			
$(R)=(Q)-(N)$					

1 (略)

2 「計画区分」欄には、地域内農地集積型は「1」、高収益作物転換型は「2」、スマート農業導入推進型は「3」、病害虫対策型は「4」を記載する。

3 (略)

4 「事業番号」欄には、実施要綱別表の事業種類ごとに番号を記載する。なお付番は以下のとおり。
定額助成

1：田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）、2：田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）、3：畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）、4：畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）、5：暗渠排水、6：湧水処理、7：末端畑地かんがい施設、8：土層改良のうち反転耕、9：土層改良のうち混層耕、10：土層改良のうち堆肥施用、11：土層改良のうち明渠排水、12：土層改良のうち客土、13：土層改良のうち除礫、14：更新のうち用水路、15：更新のうち排水路、16：更新のうち農作業道、17：更新のうち特認事業、18：条件改善推進費、19：高収益作物転換推進費

定率助成

20：農業用排水施設、21：暗渠排水、22：土層改良、23：区画整理、24：農作業道、25：農地造成、26：農用地の保全、27：営農環境整備支援、28：スマート農業導入支援、29：管理省力化支援、30：品質向上支援、31：条件改善促進支援、32：高収益作物導入支援、33：指導

5～11 (略)

12 「交付限度額算定交付率【農地集積推進】(E)」欄には、その交付率を記載する。

13 「前年度までの事業費(G)」欄には、前年度までに実施した事業費全額を記載する。

14 「差額(I)」欄には、前年度において、第4の3の規定を適用し調整した場合に、その額を記載する。

(略)

15 「本年度交付限度額算定基礎額(N)」、「本年度都道府県費」、「本年度市町村費」及び「本年度その他」の合計額が、「本年度事業費(J)」と同額になるように注意すること。

16 (略)

17 「精算交付額(Q)」欄には、当該年度にすでに概算払請求により交付を受けた額も含めて記載する。

18 (略)

別紙4 (略)

別記様式第8号（第16第2項関係）

年度農地耕作条件改善事業交付金年度終了実績報告書

（略）

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業 に要する 経費 (A)	国庫補 助金	(A)の うち年 度内支 出済額	概算払受 入済額	(A)のう ち未支 出額	翌年度繰 越額	
	円	円	円	円	円	円	
翌年度繰越分 地域内農地集積型 高収益作物転換型 未来型産地形成推進条件整備型 スマート農業導入推進型 病害虫対策型 <u>水田貯留機能向上型</u> <u>土地利用調整型</u>							
年度内完了分 地域内農地集積型 高収益作物転換型 未来型産地形成推進条件整備型 スマート農業導入推進型 病害虫対策型 <u>水田貯留機能向上型</u> <u>土地利用調整型</u>							

1～3 （略）

別記様式第9号～第11号 （略）

別記様式第8号（第16第2項関係）

年度農地耕作条件改善事業交付金年度終了実績報告書

（略）

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業 に要する 経費 (A)	国庫補 助金	(A)の うち年 度内支 出済額	概算払受 入済額	(A)のう ち未支 出額	翌年度繰 越額	
	円	円	円	円	円	円	
翌年度繰越分 地域内農地集積型 高収益作物転換型 未来型産地形成推進条件整備型 スマート農業導入推進型 病害虫対策型 (新設) (新設)							
年度内完了分 地域内農地集積型 高収益作物転換型 未来型産地形成推進条件整備型 スマート農業導入推進型 病害虫対策型 (新設) (新設)							

1～3 （略）

別記様式第9号～第11号 （略）

附 則（令和4年〇月〇日付け3農振第 号）

- 1 この通知は、令和4年〇月〇日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）により実施した事業については、なお従前の例による。